

令和6年度雲南省教員等訪問団受入・岩手県教員等雲南省派遣業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度雲南省教員等訪問団受入・岩手県教員等雲南省派遣業務委託

2 目的

岩手県教員と雲南省教員との相互交流を深めるとともに、本県教員の一層の指導力・分析力の向上や、児童生徒のグローバル人材の育成・学力向上を図る。

3 実施期間等

(1) 雲南省教員等訪問団受入

令和6年8月26日(月)～9月2日(月)

雲南省の教員等10名、岩手県随行者2名

(8月27日～9月1日の岩手県内は随行者3名程度になる場合もある)

(2) 岩手県教員等雲南省派遣

令和6年11月25日(月)～12月2日(月)

岩手県教員等3名

4 業務内容(行程表及び経費項目は別紙のとおり)

※下記(1)～(2)について、予約及び支払・納品業務を行うこと。

(1) 雲南省教員等訪問団受入

ア 国内移動の手配に関すること(公共交通機関利用)

月日	区間	特記事項	乗車人員
8月26日(月)	盛岡駅⇒成田空港	盛岡駅から東京駅間は、はやぶさ利用。雲南省訪問団が利用する航空便に合わせて手配すること。	大人2名
8月26日(月)	東京駅⇒盛岡駅	東京駅から盛岡駅間は、はやぶさ利用。	大人12名
9月1日(日)	一関駅⇒東京駅	一関駅から東京駅間は、やまびこ利用。	大人12名
9月2日(月)	成田空港⇒盛岡駅	東京駅から盛岡駅間は、はやぶさ利用。	大人2名

イ 借上バスの手配に関すること(中型バス以上、運転手、バスガイド含む)

月日	内容	乗車人員
8月26日(月)	成田空港⇒東京駅 ※バスガイド不要	大人12名
8月27日(火)	盛岡市内	大人12名
8月28日(水)	盛岡市⇒花巻市⇒紫波町⇒盛岡市	大人12名
8月29日(木)	盛岡市⇒一関市⇒花巻市⇒盛岡市	大人12名
8月30日(金)	盛岡市⇒陸前高田市⇒大船渡市	大人12名
8月31日(土)	大船渡市⇒奥州市 or 一関市	大人12名
9月1日(日)	奥州市 or 一関市⇒平泉町⇒一関市	大人12名

	東京駅⇒東京都内	大人 12 名
9 月 2 日（月）	東京都内（墨田区、台東区等）⇒成田空港	大人 12 名

※県内の乗車人員は、変更する場合があること

※視察先の急な変更により、移動については軽微な変更の可能性もあること。

ウ 食事の手配、県主催歓迎レセプション及び歓迎夕食会の開催に関すること

月日	内容	人員
8 月 26 日（月）	夕食（新幹線内で弁当配付）	大人 12 名
8 月 27 日（火）	昼食（盛岡市内）	大人 12 名
	夕食（盛岡市内） 歓迎レセプション（飲料含む） ※1 会場は宿泊ホテル内で手配すること。 ※2 会場には横看板及び卓上装花を設置すること。 ※3 本県の地酒及び郷土料理を提供すること。 ※4 その他レセプション開催に必要なこと。 ※5 レセプション会場が 29 日と同じ場合は、料理の内容を変更するよう配慮すること。	大人 20 名
8 月 28 日（水）	昼食（花巻市内 or 紫波町内）	大人 12 名
	夕食（盛岡市内）（飲料含む）	大人 12 名
8 月 29 日（木）	昼食（花巻市内）	大人 12 名
	夕食（盛岡市内） 歓迎レセプション（飲料含む） ※1 会場は宿泊ホテル内で手配すること。 ※2 会場には横看板及び卓上装花を設置すること。 ※3 本県の地酒及び郷土料理を提供すること。 ※4 その他レセプション開催に必要なこと。 ※5 レセプション会場が 27 日と同じ場合は、料理の内容を変更するよう配慮すること。	大人 20 名
8 月 30 日（金）	昼食（陸前高田市内）	大人 12 名
	夕食（大船渡市）（飲料含む） ※ 会場は宿泊ホテル内又は宿泊場所近隣で手配すること。会場が宿泊場所から徒歩で 10 分以上要する場合は、交通手段を確保すること。	大人 12 名
8 月 31 日（土）	昼食（大船渡市三陸町内）	大人 12 名
	夕食（奥州市 or 一関市）（飲料含む）	大人 12 名
9 月 1 日（日）	昼食（平泉町 or 一関市内）	大人 12 名
	夕食（東京都内）（飲料含む）	大人 12 名
9 月 2 日（月）	昼食（成田空港内）	大人 12 名

エ 宿泊場所の手配に関すること

月日	内容	部屋数
8 月 26 日（月）	次の優先順位でホテルを手配すること。	シングル 11 室

8月27日(火) 8月28日(水) 8月29日(木) (盛岡市内)	1 ホテルメトロポリタン盛岡本館 2 ホテルメトロポリタン盛岡ニューウィング ※1 上記ホテルの確保が困難な場合には、同等クラスのホテルとすること。 ※2 盛岡駅からホテルまで徒歩で10分以上要する場合は、ホテルまでの交通手段を確保すること。 ※3 原則として、同じホテルとすること。 ※4 初日にお着き菓子を用意すること。(内容については県教委と協議の上、決定とするもの)	シングル12室 シングル11室 シングル12室 (朝食付き)
8月30日(金) (大船渡市内)	次の優先順位でホテルを手配すること。 1 大船渡温泉 2 大船渡プラザホテル ※ 同ホテルを確保できない場合は、同ホテルと同等クラス以上のホテルとすること。	シングル利用 12室 (朝食付き)
8月31日(土) (奥州市 or 一関市内)	次の優先順位でホテルを手配すること。 1 プラザイン水沢 2 ベリーノホテル一関 ※ 同ホテルを確保できない場合は、同ホテルと同等クラス以上のホテルとすること。	シングル利用 12室 (朝食付き)
9月1日(日) (東京都内)	次の優先順位でホテルを手配すること。 1 ホテル京阪浅草 2 リッチモンドホテル浅草 ※ 上記ホテルの確保が困難な場合には、上記ホテルと同等クラスのホテルとすること。	シングル12室 (朝食付き)

※客室は、原則として、全て禁煙とし、無料でWi-Fiが繋がるホテルとすること。また、客室ランクは、スタンダードより上のランクにすること。

オ 入場、ガイド等の手配に関すること

月日	内容	人員
8月26日(月)	・初日ホテルでのお着き菓子	大人10名
8月30日(金)	・東日本大震災津波伝承館(中国語ガイドを依頼すること)	大人12名
8月31日(土)	・三陸鉄道(盛駅～恋し浜駅) ・恋し浜クルーズ	大人12名 大人12名
9月1日(日) (岩手県内)	・中尊寺、毛越寺(中国語通訳ガイドを手配すること)	大人12名
9月2日(月) (東京都内)	・浅草、皇居周辺(観光ガイドによる日本語による案内で可)	大人12名

カ 記念品の手配に関すること

雲南省教員等訪問団への記念品の手配・購入・納品

※品 目：県内品とし、県と協議して決定すること。

※納品時期：8月上旬

※納品先：県庁10階 学校教育室

キ 諸雑費の支払に関すること

(ア) バス駐車料金

(イ) 高速道路利用料金

(ウ) お着き菓子

(エ) 水（ペットボトル）500ml × 80本

(オ) その他業務遂行にあたり必要と認めるもの

※（ウ）の内容について、県と協議をして決定すること。

(2) 岩手県教員等雲南省派遣

ア 国内移動及び宿泊先の手配に関すること

月日	区間	特記事項	乗車人員
11月25日（月）	盛岡駅⇒成田空港	盛岡駅から東京駅間は、はやぶさ利用。	大人3名
12月2日（月）	成田空港⇒盛岡駅	東京駅から盛岡駅間は、はやぶさ利用。	大人3名

※派遣者の居住地によっては、やまびこ利用となることもあること。

イ 航空券の手配（空港施設利用料、空港税、燃油サーチャージ含む）

月日	区間	搭乗者数
11月25日（月）	成田空港⇒昆明長水空港	大人3名
12月2日（月）	昆明長水空港⇒成田空港	大人3名

※原則、成田空港－昆明長水空港 直行便を手配すること。

ウ 記念品の手配

雲南省訪問先への記念品の手配・購入・納入

※品目：県内品とし、県と協議して決定すること。

※納品時期：10月中旬～10月下旬

※納品先：県庁10階 学校教育室

エ 諸雑費の支払

(ア) 渡航先で利用するWi-Fi レンタル料、海外用携帯電話

(イ) 海外保険料

(ウ) 査証取得に係る国内移動及び宿泊先の手配

月日	区間	特記事項	乗車人員
9月上旬～11月上旬	花巻空港⇒新千歳空港⇒札幌駅⇒札幌領事館⇒宿泊先	雲南省への観光ビザ（Fビザ）を取得するための航空券等及び宿泊先を手配すること。 ※Mercure Hotel Sapporo か同等の宿泊施設（夕・朝食付き）	大人3名

		(行き)	
9月上旬～11月上旬	宿泊先⇒札幌駅⇒新千歳空港⇒花巻空港	(帰り)	大人3名

(エ) 記念品等輸送料

(3) 共通事項

航空機を含めた交通機関の利用便、バスによる移動行程、宿泊施設、食事会場（県主催歓迎レセプション及び歓迎夕食会を含む）及び視察施設等については、県と協議の上決定するものとする。

(4) 報告書の作成

業務の内容を取りまとめた報告書（A4判・様式任意）を県と協議の上作成し、令和6年12月27日（金）までに県に提出すること。

(5) 納品成果物等

報告書 紙媒体2部

5 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して予め文書で協議しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明記した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託の制限」イにより受託者から委託を受けたもので本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、

漏洩してはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、この契約による事務の処理又は事業を遂行するための個人情報の取扱いについては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

イ 受注者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。

ウ 受注者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

エ 受注者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も発注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

オ 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受注者は、実施機関の指示に従うこと。